

# 第

# 1

# 章

## 久留米市観光・MICE戦略プラン 策定にあたって

1. 戦略プラン策定の背景
2. 戦略プラン策定の意義
3. 戦略プランの位置づけ
4. 戦略プランの期間

# 1 戦略プラン策定の背景

## (1) 我が国の観光を取り巻く環境

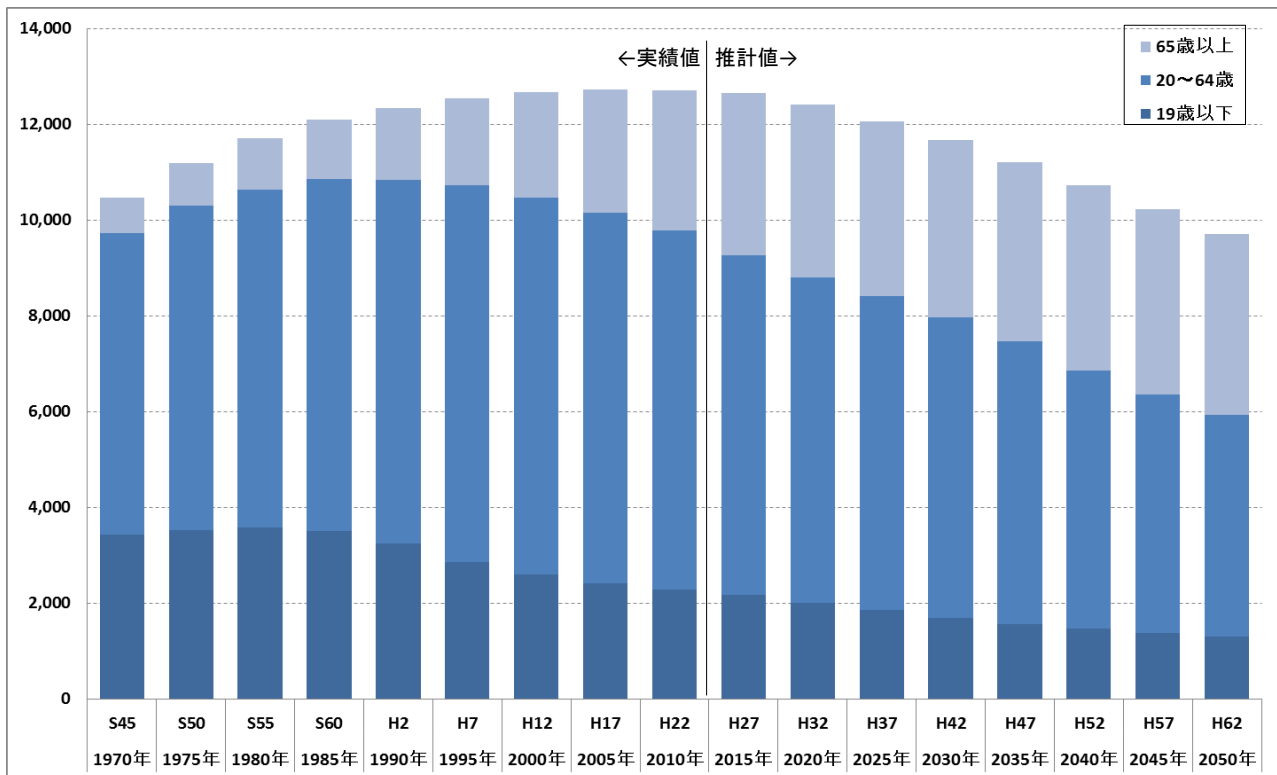
### ■人口減少社会への突入と地方創生の取り組み

我が国は、平成17年に人口減少要因（死亡など）が人口増加要因（出生など）を上回る「人口減少元年」を迎えました。65歳以上の高齢者人口は、平成25年には3,186万人と過去最高となり、日本の総人口の約4人に1人を占めるようになっていました。今後は、さらに人口減少・少子高齢化の傾向が加速していくものと予測されています。

特に地方都市においては、定住人口と生産年齢人口の減少に伴う経済活力の低下が顕著に現れると予測されています。現在進められている地方創生の取り組みにおいては、地域経済の活力や雇用を創出するため、観光振興による交流人口の増加が求められています。

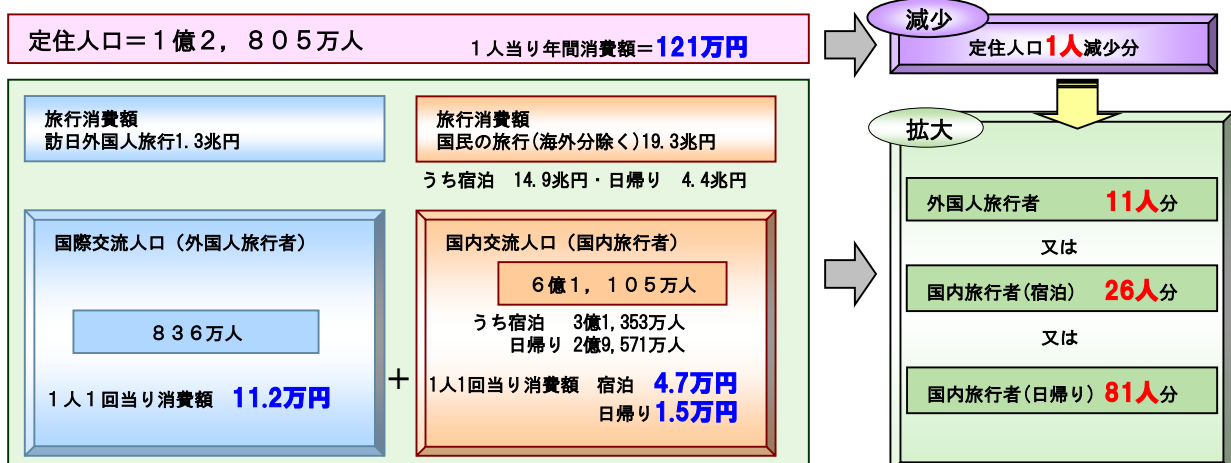
### 【日本の年齢3区分別人口の推移と見通し】

(百万人)



※参考：平成26年版内閣府資料

### 【交流人口拡大の直接経済効果(試算イメージ)】



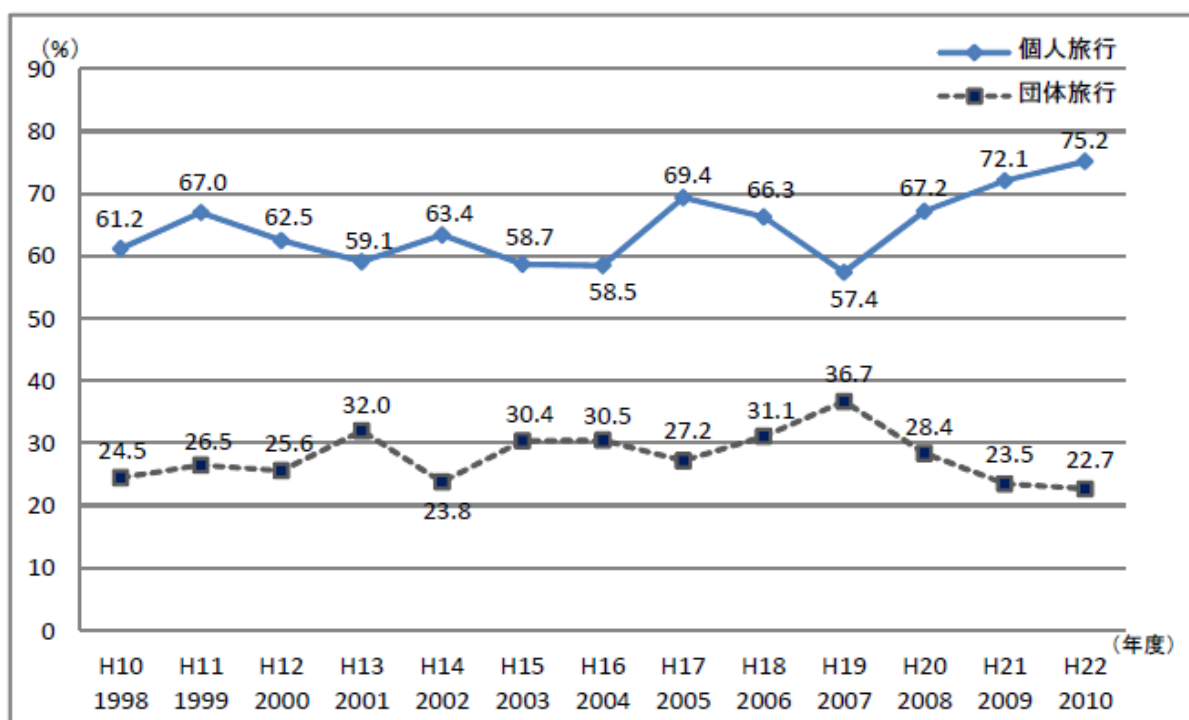
※出典：平成26年2月観光庁資料

## ■観光スタイルの変化

近年においては、わが国の観光スタイルは団体旅行から個人・グループ旅行に大きく移行しており、平成21年頃には、個人旅行の比率が7割以上を占めるようになりました。また、観光や旅行に求めるものが多様化し、旅行目的や目的地での滞在時の過ごし方などについてのニーズも多岐にわたってきています。そのため、これらに細やかに対応できる観光商品やサービスの提供が必須となっています。

特に、目的地をより深く知り、楽しむことができる旅行形態が好まれるようになり、名所・旧跡めぐりといった「物見遊山型」から、その土地ならではの魅力を求める「生活体験型」への変化が顕著となっています。こうした状況を受け、全国各地で地域の「あたたかいおもてなし」を魅力のひとつとする着地型の体験プログラムなどが行われるようになっていきます。

### 【旅行参加形態の推移】



※出典：公益社団法人日本観光振興協会「平成23年度観光の実態と志向」

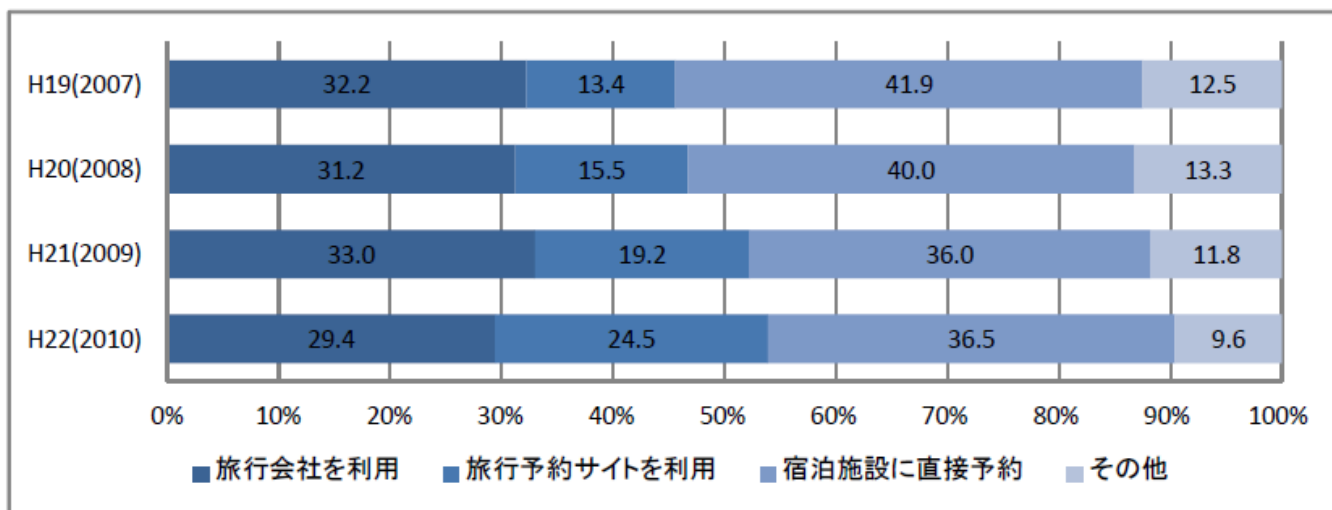
## ■インターネットの普及による観光市場の変化

インターネットの普及は、観光・旅行業に大きな変化を与えています。現在では、航空チケットやホテル・旅館の予約などがインターネット上でできるようになり、航空会社やホテル・旅館によるネット販売に加えて、インターネット旅行会社の存在が大きくなっています。また、観光・旅行に関する情報収集も、「まずはインターネットから」というスタイルが定着しています。

ここ数年では、ソーシャルメディアやスマートフォンを利用し、旅行前だけではなく、旅行中もインターネットを利用する人々の増加傾向が見られます。

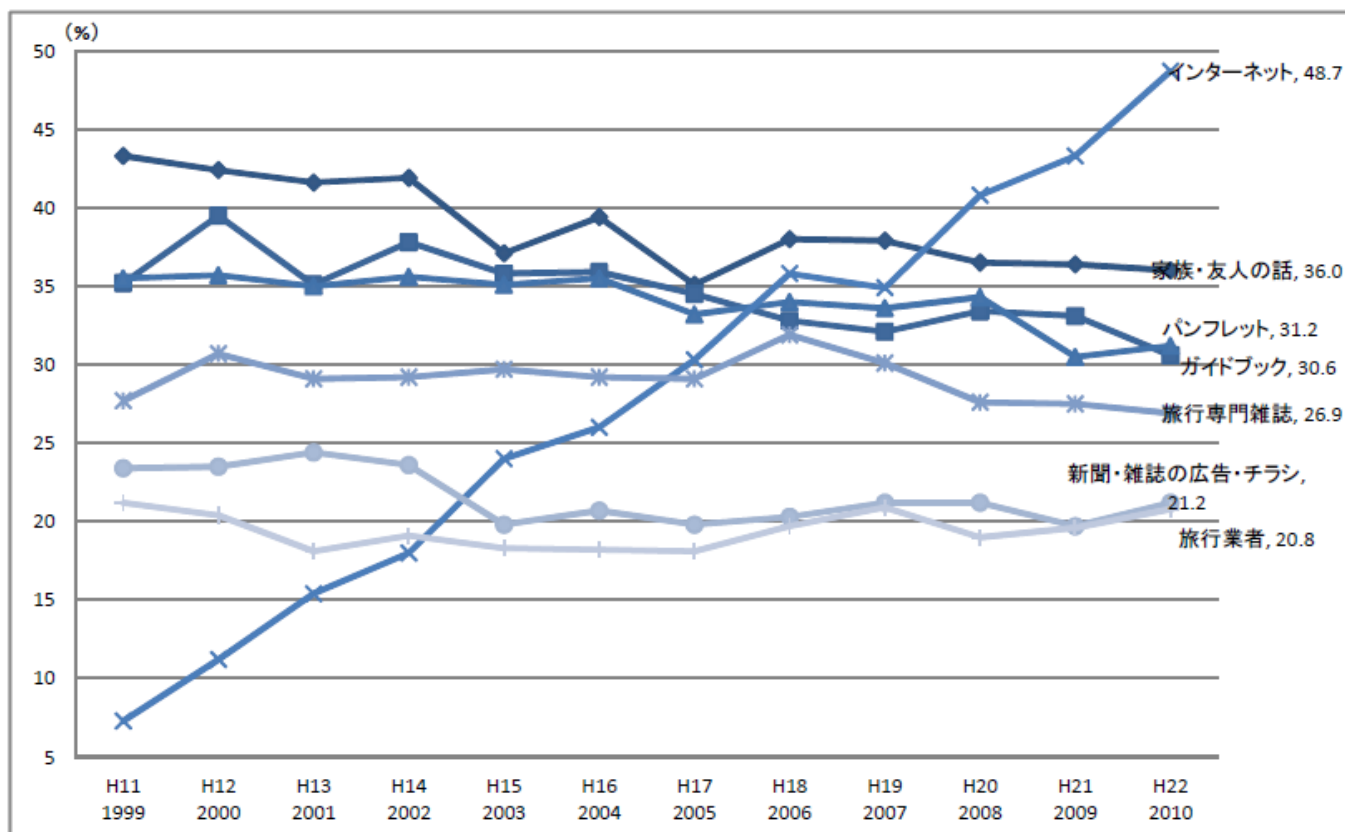
今や、インターネットによる観光や旅行の情報発信を効果的に行うことは観光振興の大きな要素となっています。

【国内宿泊観光旅行申込時の旅行会社利用状況】



※出典：公益財団法人日本交通公社「旅行者動向2011」

【日本人が旅行するにあたって参考にする情報源】



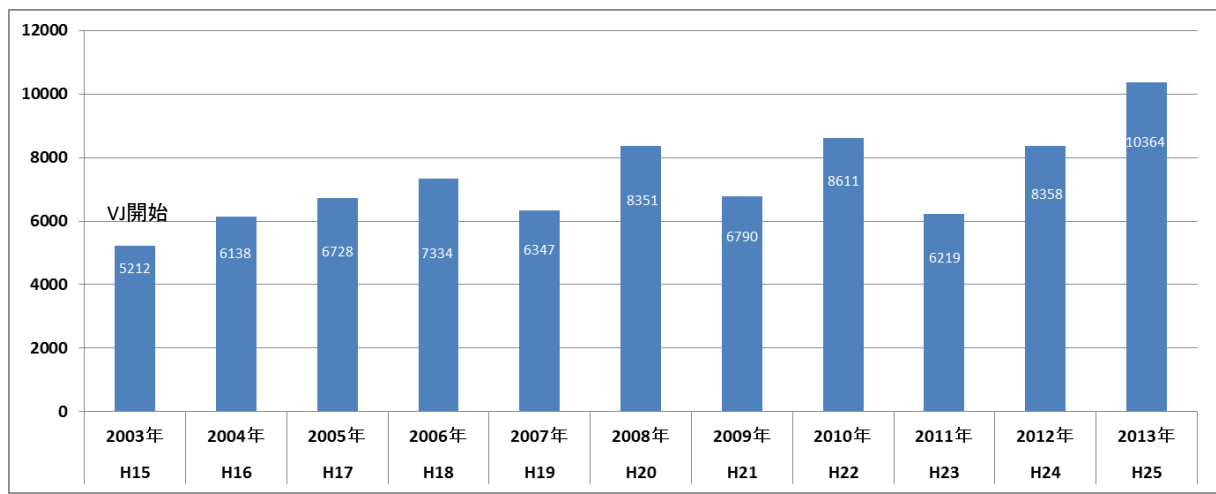
※出典：公益社団法人日本観光振興協会「平成23年度観光の実態と志向」

## ■訪日外国人の増加に向けた取り組み

政府は、日本人の海外旅行者に比べ日本に来訪する外国人旅行者の数が著しく少ないことから、平成15年に「外国人旅行者訪日促進戦略」を掲げました。この中では、外国人旅行者増加のための政策「ビジット・ジャパン・キャンペーン」を推進し、将来的には外国人旅行者数を3,000万人とすることを目標と定めています。

平成25年には、外国人旅行者数が当面の目標であった1,000万人を突破しました。観光庁は、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックの開催までに2,000万人を達成する目標を新たに設定し、さらなる外国人旅行者の増加に向けたさまざまな施策を推進しています。

【訪日外国人旅行者数の推移】  
(万人)



※出典：日本政府観光局（JNTO）「ビジット・ジャパン事業開始以降の訪日客数の推移（2003年～2013年）」

## ■MICEの増大とその効果への注目

国際会議関連企業や政府系機関などで構成される国際団体「国際会議協会（ICCA）」の集計によると、平成24年に世界で開催された国際会議件数は過去最高となる11,156件であり、平成15年の6,437件に比べると、10年で2倍近くに増えています。このうち、アジア・大洋州の主要5カ国（日本・中国・韓国・シンガポール・オーストラリア）でも、平成15年に646件だった開催件数が、平成24年には1,284件と倍増しています。

これらの状況を受け、「日本再興戦略」では、国際的な知名度の向上や訪日旅行者の増加、経済波及効果や地域の活性化などの観点から「2030年にはアジアNO.1の国際会議開催国としての不動の地位を築く」という目標が掲げられました。また、平成25年6月に観光立国推進閣僚会議で決定された「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」においても、観光立国実現に向けた主要な柱の一つとしてMICEが位置づけられており、今後、MICE誘致を積極的に進めることが求められています。

### 「MICE」(マイス)とは？

【Meeting】企業等の会議、【Incentive Travel】企業等の行う報奨・研修旅行、【Convention】大会・学会・国際会議、【Exhibition/Event】展示会・見本市、イベントの頭文字を合わせた言葉で、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称です。一般の観光と違い、グローバル企業や学術系の団体の関係者やその家族が世界各地から訪れるため、大型団体となるケースが多いのが特徴。さらに、滞在日数も多く、開催後にはパーティーや周辺観光が発生するため、ホテル等の宿泊関連や周辺の観光施設、運輸機関、イベント関連業者等広域な分野への経済波及効果が期待できます。



## (2) 久留米市の観光を取り巻く環境

### ■これまでの取り組み

久留米市は、平成17年度に、「訪れてみたい」「住んでみたい」と感じてもらえるまちづくりを進めるため、「久留米市観光・コンベンション振興基本計画」(平成17~26年度)を策定しました。計画では、「ほとめきのまち久留米」「歩きたくなるまち久留米」「元気になれるまち久留米」という3つの「目指す観光のまち像」を掲げ、10年間のさまざまな取り組みの指針としてきました。

計画期間中には、地域の皆さんと取り組んでいる「ほとめき歩き」や、久留米の魅力を体験して感じる「久留米まち旅博覧会」、ご当地グルメでまちに賑わいをつくりだした「B-1 グランプリ」などを開催するとともに、高度医療の集積地という特性を活かした学会の誘致などに取り組んできました。特に、計画の後半では、地域住民と企業、行政などが連携、協力して取り組む地域密着観光に力を入れ、地域全体で観光のまちづくりに取り組み、それぞれの地域で一定の成果をあげてきたところです。

### 「ほとめき」とは？

筑後地方の方言で、「おもてなし」の意味です。従来から、お客様をあたたかくお迎えし、心のこもったおもてなしをしてきた久留米市では、平成17年10月に「ほとめき宣言」を行い、市民ひとりひとりが「ほとめき」の心を持ち、市民全体で久留米市を訪れる方をあたたかく受け入れる「ほとめきのまち久留米」を目指してきました。



### ■これから予測される変化

久留米市では今後、久留米シティプラザの開館(平成28年)や久留米総合スポーツセンターの改築(平成30年)が予定されており、観光・MICEを取り巻く環境は一層充実します。

一方で、交流人口の拡大を図ることが全国的な潮流となっている中、観光客の取り込みに関する自治体間競争はさらに厳しさを増し、激しくなることが予想されます。これに対応するためには、観光・MICEの振興について、久留米市の魅力や特性を活かし、戦略的かつ計画的に立案し、実行していくことが必要となっています。

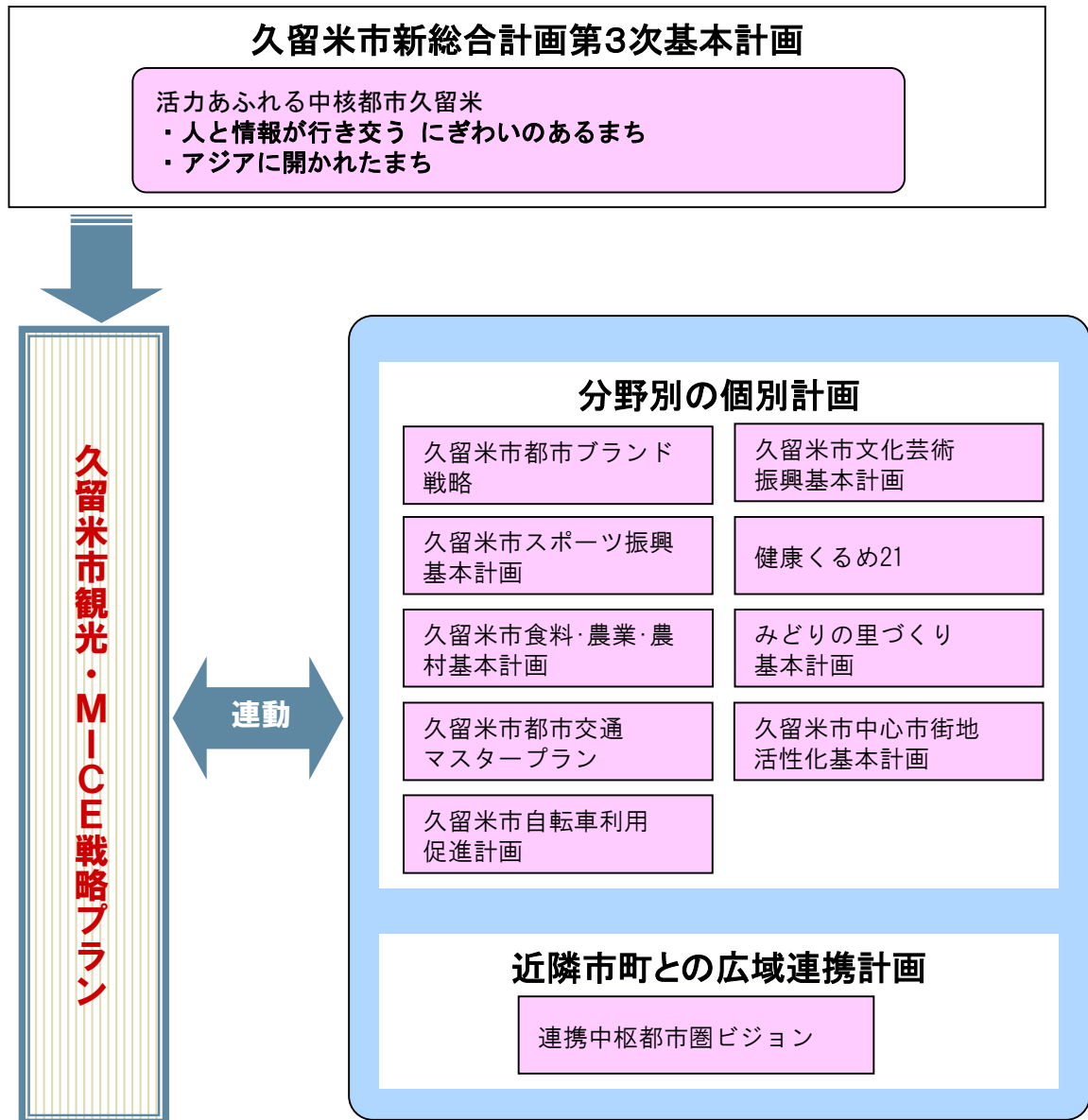
## 2 戦略プラン策定の意義

本プランは、「久留米市新総合計画第3次基本計画」で示す「活力あふれる中核都市久留米」を実現するため、平成17年度に策定した「久留米市観光・コンベンション振興基本計画」のこれまでの取り組みや成果、課題などをふまえ、次期計画として策定するものです。そして、関係団体や市はもとより、事業者や市民の皆さんが、それぞれの強みを活かしながら相互に連携、協働し、久留米市全体で観光・MICEの振興を図っていくための指針とします。

プランでは、基本理念や基本方針、基本施策に加え、本プランを戦略的に推進するため、リーディングプロジェクトを設けます。加えて、具体的な数値目標を掲げ、定期的に進捗管理を行っていくものとします。

### 3 戦略プランの位置づけ

本プランは、目指す都市の姿のひとつに「活力あふれる中核都市久留米」を掲げる「久留米市新総合計画第3次基本計画」を最上位計画と位置づけ、市が策定する他の個別計画や広域連携計画「連携中枢都市圏ビジョン」と連携しながら、「久留米市観光・コンベンション振興基本計画」の次期計画として、観光・MICEの振興を図るための指針とします。



### 4 戦略プランの期間

本プランの対象期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や財政状況などに応じて適宜見直しを行いながら実行していくものとします。